

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

～労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化～

平成26年10月

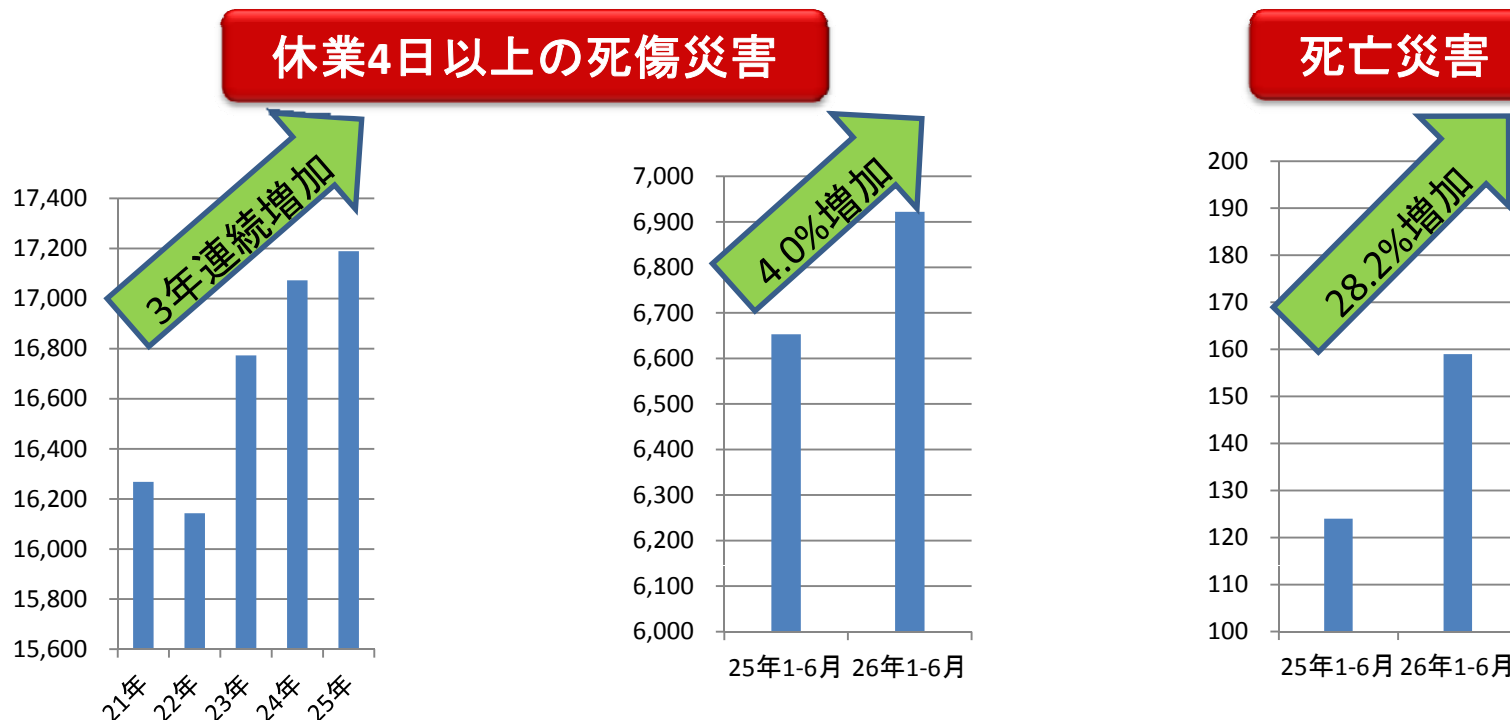
国土交通省土地建設産業局建設業課

急増する建設工事現場における労働災害

建設業関係者の弛まない努力により、建設工事現場における労働災害は、昭和54年から平成22年まで一貫して減少を続け、平成25年には死亡事故者数が過去最低水準になるなど、労働災害防止に対して確実に成果をあげてきた。

更に、平成26年4月から、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者の連携強化を目的とした「建設工事関係者連絡会議」が設置されるなど、その労働災害防止に対する取組は一層の促進が図られている。

しかしながら、平成23年からは、建設工事現場における労働災害は3年連続で増加し、特に、平成26年に入ってから、平成26年1月－6月の建設業における死亡災害が159人となり前年同期比28.2%増と大幅に増加し、4日以上の死傷災害も、6,922人と前年同期比4.0%の増加となっている。



建設業における労働災害防止対策の更なる取組の必要性について

厚生労働省の緊急要請

厚生労働省は、平成26年8月、建設工事現場における労働災害が急増していることを受け、建設業関係団体に対して、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」及び「建設業における労働災害防止対策の徹底について」を発出し、労働災害防止に向けた取組の強化を要請。

併せて、国土交通省に対しても、「建設業における労働災害防止対策について」により、各団体等に対する指導等への協力等を要請。



重要性を増す建設工事現場における労働災害防止対策の取組

今後、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会や東日本大震災の復旧工事の本格化などを背景にして、建設工事の件数が増加することに伴い、建設業における更なる労働災害の発生が懸念。

建設工事現場における労働災害が増加傾向にあることは、極めて憂慮すべき問題であり、建設工事現場における労働災害防止に対する取組は、これまで以上に重要性が増加。



労働災害防止に対する元下間の意識の向上と共有の必要性

建設工事現場において、労働災害防止対策を実施している元請負人と下請負人が、それぞれの役割に対する意識を今まで以上に向上させながら、労働災害防止に対する意識を共有するための更なる取組が必要。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

国土交通省が、平成19年6月に、建設企業が遵守すべき元請企業と下請企業の取引上のルールとして定めた「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にすることにより、見積・契約段階における元請下請間の労働災害防止に対する意識の向上と共有を図る。

建設業法令遵守ガイドラインの策定(平成19年6月)

○法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

○元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
- ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
- ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止
- ・適切な工期の設定(平成20年9月追加)
- ・社会保険・労働保険への加入(平成24年7月改訂) 等

○元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

○関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体等
- ・建設業団体、商工会議所、商工会 等

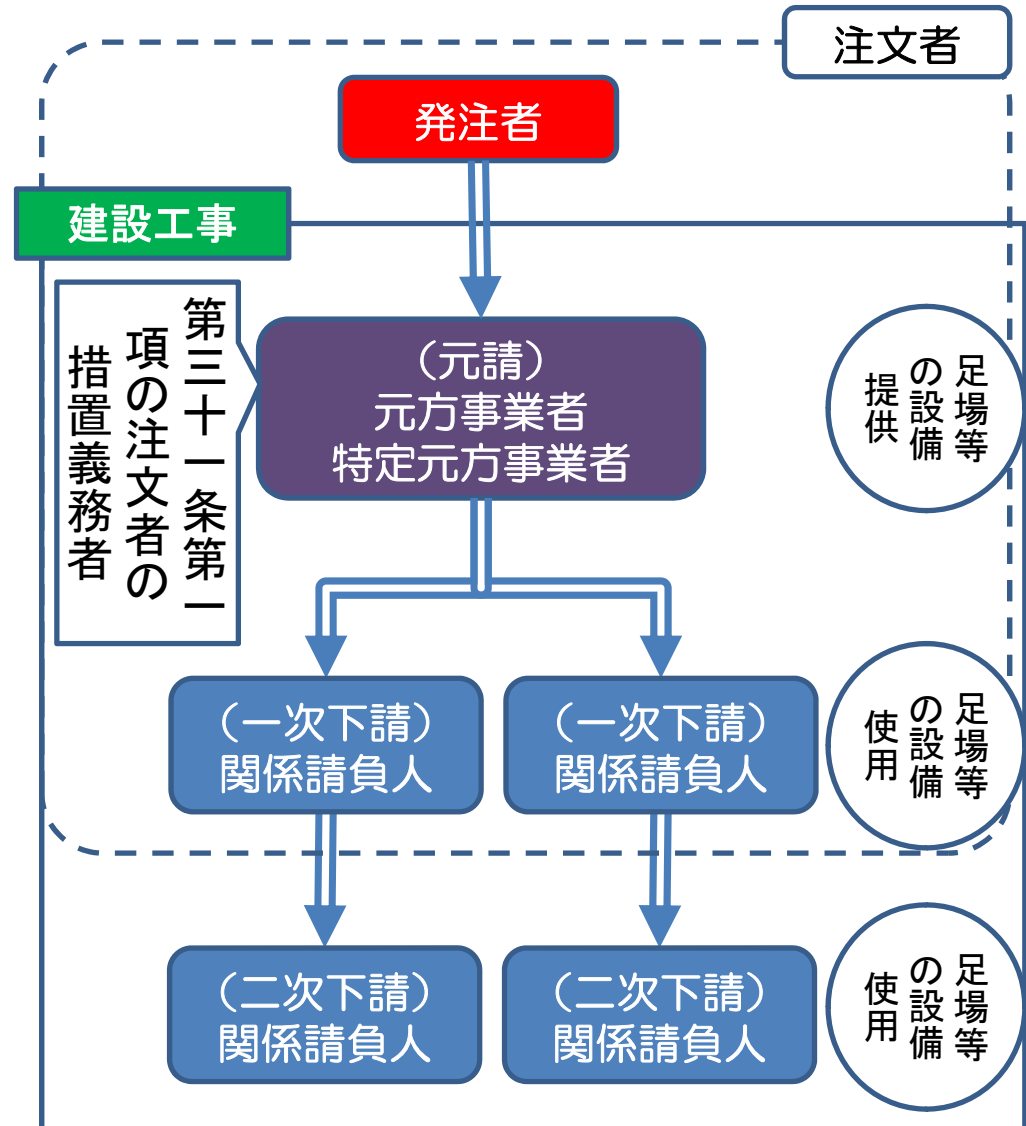
○建設工事に直接携わる者への周知

- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者(下請負人) 等

建設工事現場の労働災害防止対策の実施者について①

労働安全衛生法上の建設工事現場における労働災害防止対策の実施者は次のとおり。

事業者	事業を行う者で、労働者を使用するもの(第2条第3号)
元方事業者	事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもののうち、最も先次の請負契約における注文者(第15条第1項)
特定元方事業者	元方事業者のうち建設業などに属する事業を行う者(第15条第1項)
注文者	建設工事では、右図の注文者がある ※第31条第1項の注文者の措置義務者 建設業などに属する事業の仕事自ら行う注文者であって、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させる者



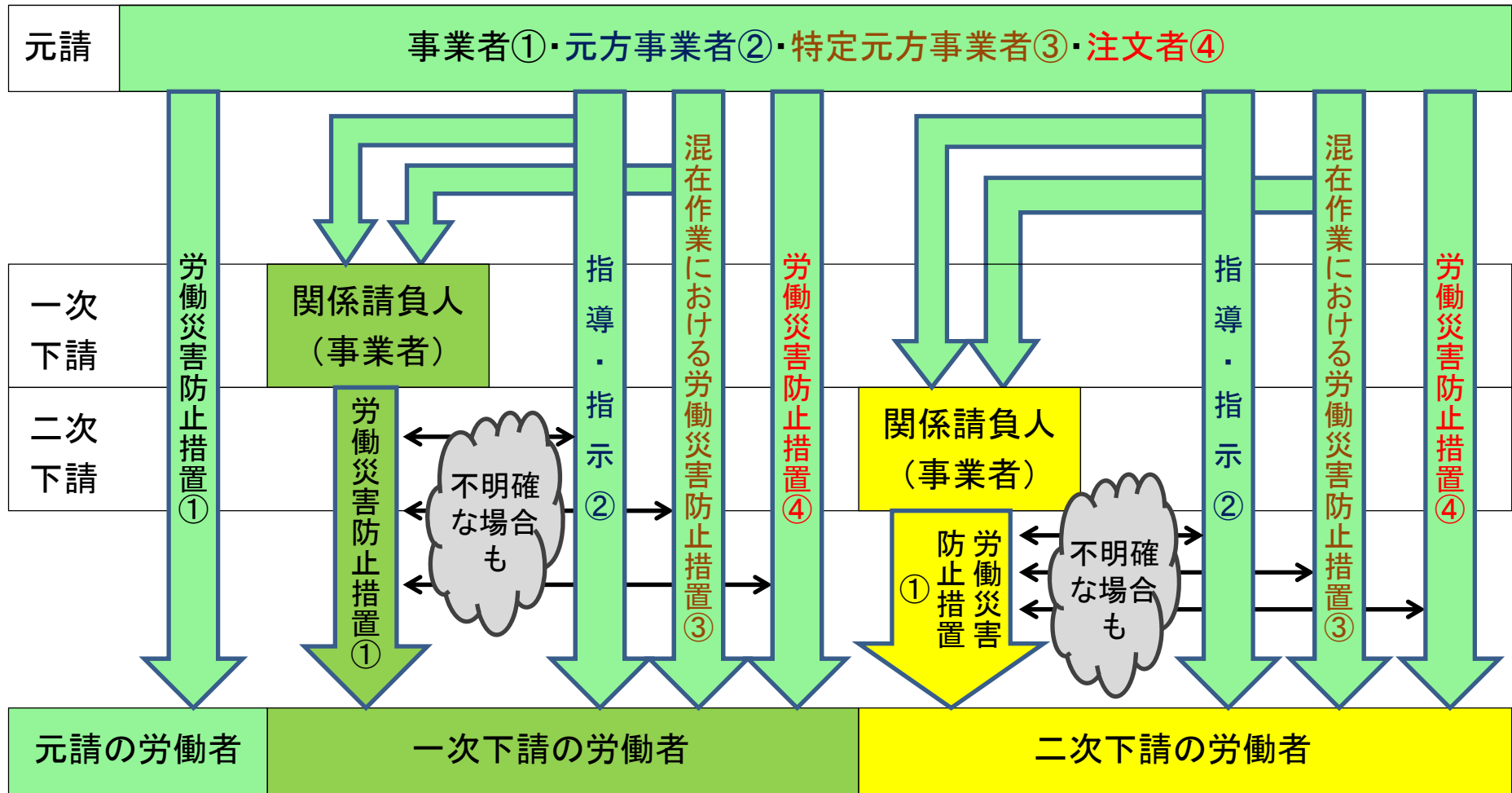
建設工事現場の労働災害防止対策の実施者について②

労働安全衛生法では、建設工事現場における労働災害防止のため、元請負人及び下請負人のそれぞれに対して、事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者の立場に応じた労働災害防止対策を講ずることを義務づけている(主な規定は次のとおり)。

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第20条)	危険時退避措置 (第25条)	定期自主検査 (第45条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第21条)	救護措置 (第25条の2)	就業制限 (第61条)
	健康障害防止措置 (第22条)	雇入れ時教育 (第59条第1項)	作業環境測定 (第65条)
	作業場の衛生環境整備 (第23条)	特別教育 (第59条第3項)	一般健康診断 (第66条第1項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第24条)	職長等教育 (第60条)	特殊健康診断 (第66条第2項)
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第29条)	危険な場所における危険防止措置 (第29条の2)	危険時退避措置 (第30の3条)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第30条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第31条)	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第31条の3)	違法な指示の禁止 (第31条の4)

建設工事現場の労働災害防止対策の実施について

建設工事現場では、発注者から直接工事を受注した元請負人は、4つの立場(事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者)に応じた労働災害防止対策を求められており、関係請負人が事業者として求められる労働災害防止対策との関係が不明確になりやすく、適切な労働災害防止対策が実施されなくなるおそれがあるとともに、負担する経費に関して、後日、紛争に発展する場合がある。



元下間において不明確になりやすい労働災害防止対策の例

元請負人が、特定元方事業者として統括的な安全衛生管理の必要から実施する措置あるいは注文者として実施する措置と、下請負人が事業者として実施しなければならない措置が混同したり、不明確になるケースがある。

資機材関係

建設機械関係機材
(クレーン、立入禁止措置材、
敷鉄板、玉掛用具等)

墜落・飛来落下防止関係機材
(足場、安全ネット、親綱、親綱支柱等)

注文者⇔下請事業者

教育関係

現場での講習会等
(新規入場者教育、建設従事者教育等)

元方事業者が主催する安全大会への参加

特定元方事業者⇔下請事業者

装備・資格関係

個人用保護具
(保護帽、安全带、防じんマスク、保護めがね等)

技能講習等の資格取得者の配置

元方事業者⇔下請事業者

会合関係

災害防止協議会への参加

職長会の設置・運営

特定元方事業者⇔下請事業者

「元方事業者による建設現場安全管理指針」について

「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日労働省基発第267号の2)(以下「元方安全管理指針」という。)では、建設現場等において元方事業者並びに関係請負人が実施することが望ましい安全管理手法として、「請負金額における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等」を示されている。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費(施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費)については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。

(1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

- [1] 労働者の墜落防止のための防網の設置
- [2] 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
- [3] 安全帯の取付け設備の設置
- [4] 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員配置
- [5] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等
- [6] 元方事業者が主催する安全大会等への参加
- [7] 安全のための講習会等への参加

(2) 請負代金内訳書に明示する経費

- [1] 関係請負人に、上記[4]の誘導員を配置させる場合の費用
- [2] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
- [3] 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
- [4] 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

14 関係請負人が実施する事項

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担の明確化

関係請負人は、その仕事の一部を別の請負人に請け負わせる場合には、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂内容【概要】

1. 見積条件の提示

元請負人が、見積条件の提示の際、最低限明示すべき事項である「①工事内容」のうち、元請下請間の費用負担区分の例示に「労働災害防止対策」を追加し、元請負人が最低限明示すべき事項であることを明確化

7. 赤伝処理

あらかじめ見積条件や契約書面に、下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、「赤伝処理」に該当し、建設業法第19条、第20条第3項等に違反することを明確化

12-3. 労働災害防止対策について【新設】

次の事項について明確化

- ① 下請負人が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、義務的に負担しなければならない費用であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであること
- ② 元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ③ 下請負人は、元請負人により明確化された労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を踏まえ、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積ったうえ、見積書に明示すべきこと
- ④ 元請負人は、労働災害防止対策経費が明示された見積書を尊重し、下請負人と対等な契約交渉を行うこと
- ⑤ 元請負人と下請負人は、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ⑥ 下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示すること
- ⑦ 下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがあること

労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化の流れ

1. 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければならない。

2. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示すべきである。

3. 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければならない。

4. 契約書面における明確化

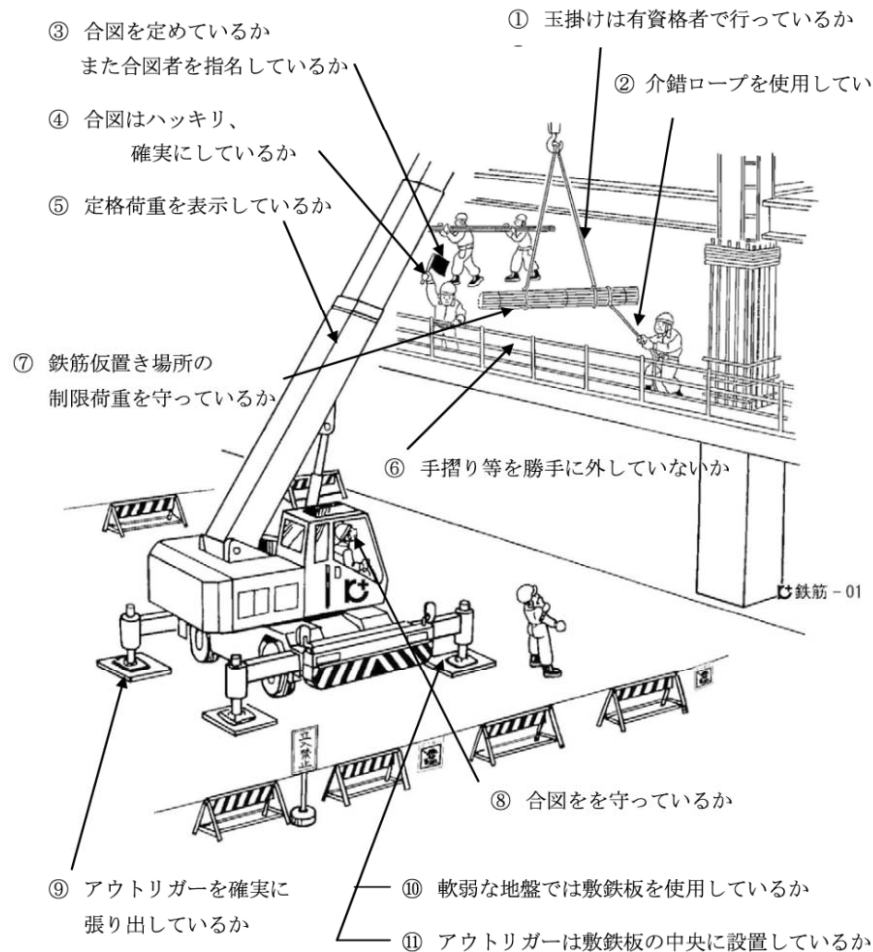
元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。

5. 請負代金の支払時における適切な対応

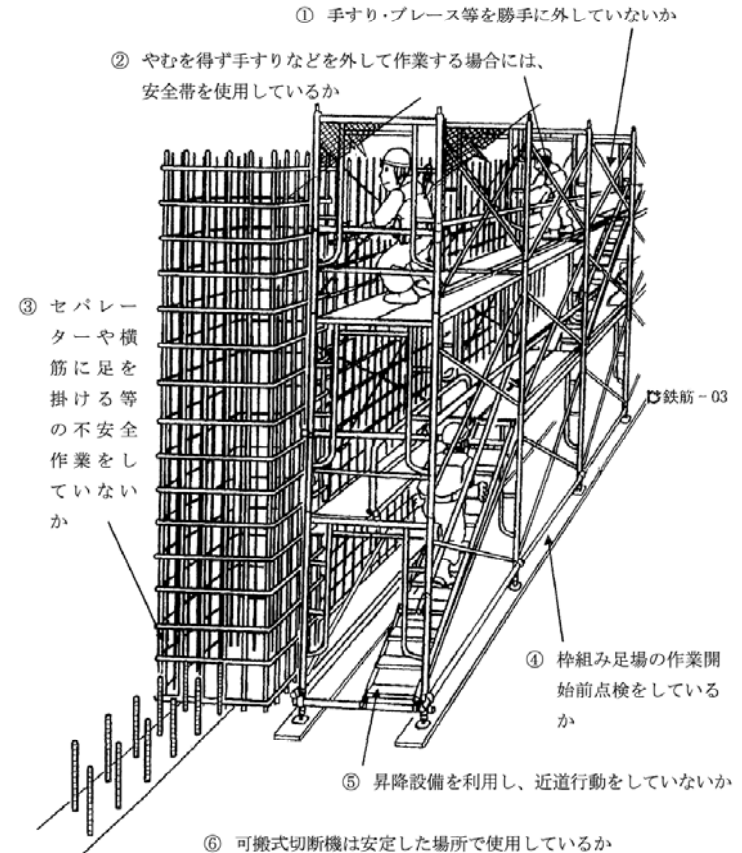
請負代金の支払いに際して、あらかじめ見積条件や契約書面に、下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を差し引くことがないようにする必要がある。

元請負人による見積条件提示の際の明確化について①

鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



※メッシュシートは省略してあります。



元請負人による見積条件提示の際の明確化について②

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**することにより、下請負人が自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握でき、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積もることができるようにしなければならない。(工事に使用する資材を提供し、機械を貸与する場合には、その内容及び方法についても、見積条件として提示する必要がある。(建設業法第19条第1項第9号))

実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

元請負人による見積条件提示の際の明確化について③

「実施者及び経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】」に関する留意事項

(1) 実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、

- ① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項
 - ② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項
 - ③ 元請負人が労働災害防止対策を実施し、下請負人に経費の負担を求めない事項
- である。

なお、1つの労働災害防止対策でも、元請負人が墜落防止機材等を提供し、下請負人が墜落防止機材等を設置する場合など実施者や経費の負担者が異なる労働災害防止対策がある場合には、それぞれの事項を提示すること。

また、②の場合は、元請負人は、見積条件の提示の際に、下請負人に負担を求める経費を明示する必要がある。

(2) 前頁の【例示】は、元下間の実施者やその経費の負担者の区分が不明確になりやすい事項の代表的なケースを例示しているため、工事の内容に応じて、追加・削除・変更等をする必要がある。

※ 明示すべき事項を抽出するにあたっては、「[建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表の解説並びに作成要領検討結果報告書](#)」(平成25年3月、建設業労働災害防止協会)を参照。

(3) 元請負人が、労働災害防止対策に係る実施者及びその経費の負担者の区分の提示をする際は、下請負人から内容について追加・削除・変更等を求められた場合には、対等な立場で交渉を行う必要がある。

労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書の作成とこれを尊重した契約交渉について

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示すべきである。

元請負人と下請負人は、労働災害防止対策の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉を行う必要がある。

労働災害防止対策に要する経費の明示に関する留意事項

- (1) 下請負人が明示する労働災害防止対策に要する経費は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、元請負人が明確化した「① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項」である。
- (2) 契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきである。
- (3) 「② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項」がある場合は、元請負人が明示した経費についても、併せて明示すべきである。

契約交渉に関する留意事項

労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがある。

契約書面における明確化について

元請負人と下請負人は、契約の書面化に際して、**施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を記載し明確化する**(P12の例示にあるような区分表を作成する場合は、それを添付するなど)とともに、**下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示**することにより、労働災害防止対策に要する経費の透明性を確保することが必要である。

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○	○		○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○	○		○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○	○		○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○	○		直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○	○		平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○	○		受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○	○		日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

請負代金の支払時における適切な対応について

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業取引適正化センター」には、「見積や契約時に提示されていないにもかかわらず、施工中に元請から一方的に提供・貸与を受けたヘルメット等の費用を請負代金の支払い時に差し引かれた」との相談が寄せられている。

こうした行為は、いわゆる「赤伝処理」に該当し、建設業法に違反又は違反するおそれがあるため、請負代金の支払いに際して、留意する必要がある。

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、建設業法第20条第3項に違反する。

建設業法第19条に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、建設業法第19条に違反する。

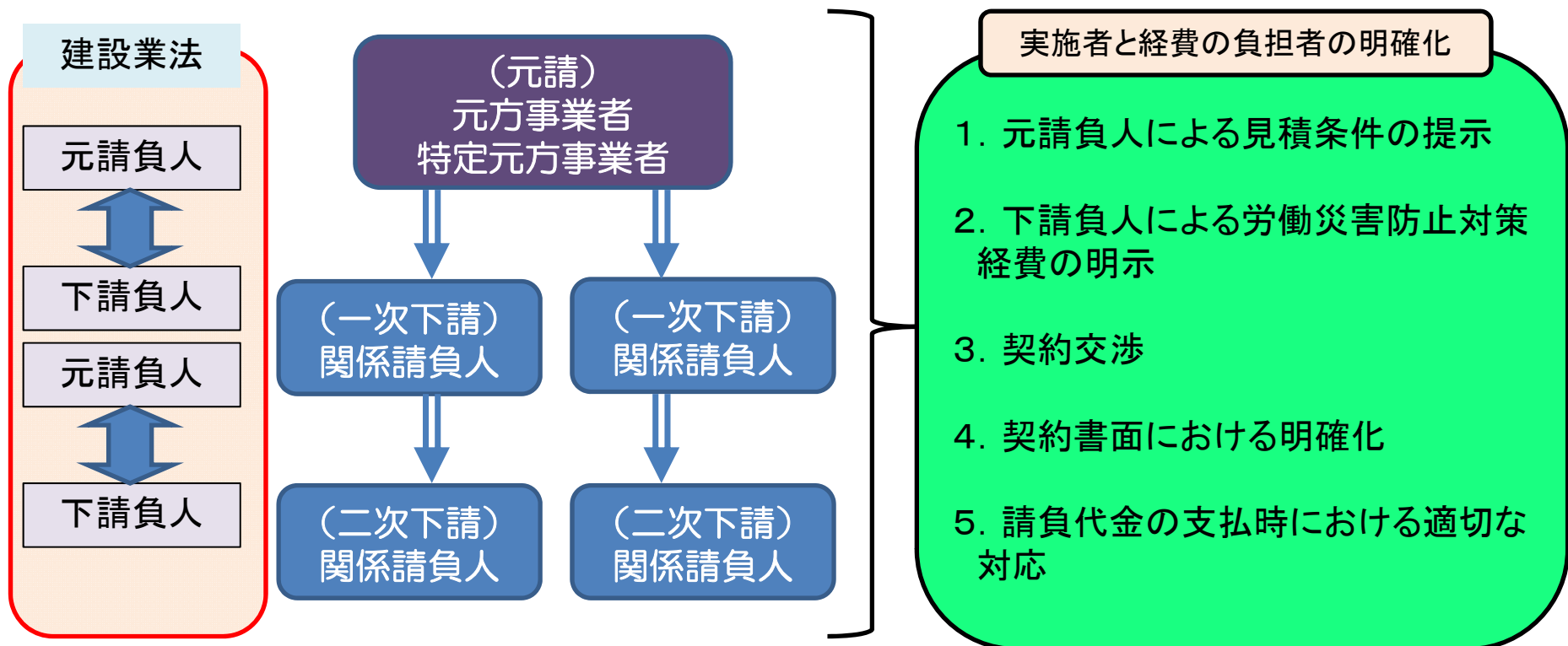
建設業法第19条の3に違反するおそれ

元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

関係請負人における同様の対応

この取組は、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者を明確にすることを目的とするため、**一次下請等の関係請負人が更に工事の一部を他の事業者に請け負わせる場合も、同様の対応が必要。**

この場合、元方事業者が作成した実施者と負担者の区分表を利用するなどにより、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要がある。



建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人をいう。(建設業法第2条第5項)

したがって、いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者である場合は、「元請負人」となる。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂に関する問い合わせ先について

「建設業法令遵守ガイドライン」について

- 「建設業法令遵守ガイドライン(改訂版)」の掲載先
国土交通省HPトップ>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>建設業法令遵守
>建設業法令遵守ガイドライン(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)
- 内容に関する問い合わせ先
国土交通省土地建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室
電話番号 03-5253-8111(内線24715, 24718)

「元方安全管理指針」について

- 元方安全管理指針の掲載先
中央労働災害防止協会安全衛生情報センターHP>法令・通達>通達一覧>平成7年>
元方事業者による建設現場安全管理指針について(http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx)
- 内容に関する問い合わせ先
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
電話番号 03-5253-1111(内線5486)

安全衛生経費に関する報告書、労働災害防止対策全般について

- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表の解説並びに作成要領検討結果報告書」の掲載先
建設業労働災害防止協会HP(<http://www.kensaibou.or.jp/data/leaflet.html>)
- 報告書の内容等に関する問い合わせ先
建設業労働災害防止協会技術管理部 電話番号 03-3543-8201(代表)